

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則六―八七）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「一般職員給与条例第六条、学校職員給与条例第九条及び警察職員給与条例第十一条に規定する扶養親族で一般職員給与条例第七条第一項、学校職員給与条例第十條第一項及び警察職員給与条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び一般職員給与条例第六条第二項、学校職員給与条例第九条第二項及び警察職員給与条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう」に、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、「父母」を「、父母」に改める。

第四条中「第五条第三項に」を「第五条第二項に」に、「第五条第三項第三号」を「第五条第二項第三号」に、「職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員を除く。」を「職員（」に、「国家公務員、地方公務員並びに公庫及び公団等の職員（人事委員会の定めるものに限る。）であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「当該適用」の下に「又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰」を加える。

第六条中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。）」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等を行うための電子情報処理組織をいう。）」に改める。

第九条第一項中「要件を欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。